|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※居宅サービス及び介護予防サービスの共通事項について  【居宅・予防いずれも実施の場合】  １　従業者の員数  (1)生活相談員  (2)介護職員  (3)計画作成担当者  【共通】  ２　常に１以上確保すべき従業員  【共通】  ３　管理者  【共通】  ４　管理者の責務  【共通】  ５　勤務体制の確保等 | 記載は居宅サービスの基準とするが、介護予防サービスも共通であるため、介護予防サービスに関しては「要介護者」を「要支援者」に、「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「介護予防外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」と読み替える。  事業所名  人員基準　自己点検シート  〔予防基準第228条第2項≒居宅基準第240条第2項〕  　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業とが同一施設において一体的に事業を運営されている場合は、置くべき特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。  (1)　常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数が100又はその端数を増すごとに１以上となっているか。  (2)　生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。  (1)　常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに１以上及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに１以上となっているか。  (1)　１以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）となっているか。  (2)　計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。  外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に１以上の指定特定施設の従業者を確保しているか。（宿直時間帯を除く。「指定特定施設の従業者」とは、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供するものを含む。）  外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定特定施設の管理上の支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。  (1)　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、特定施設従業者の管理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  (2)　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者に、平11厚令37に定める当該事業に係る運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  (1)　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。  (2)　特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者等兼務関係等を勤務表上明確にしているか。  (3)　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。  また、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。なお、特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。  ①当該委託の範囲  ②当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件  ③受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨  ④委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨  ⑤委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨  ⑥受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在  ⑦その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項  (4)　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)のただし書きの規定により外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。  (5)　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基準条例第247条第2項の規定により、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。  (6)　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う(3)の④の指示は、文書により行っているか。  (7)　 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 | 平24条例46  第240条第２項  平24条例46  第240条第２項第１号  平24条例46  第240条第５項  平24条例46  第240条第２項第２号  平24条例46  第240条第２項第３号  平24条例46  第240条第６項  平24条例46  第240条第４項  平11老企25  第３の十の  ２の１の(２)  平24条例46  第241条  平24条例46  第248条  準用（第56条  第１項）  平24条例46  第248条  準用（第56条  第２項）  平24条例46  第248条  準用（第233条  第１項）  平11老企25  第３の十の  ３の(12)の①  平24条例46  第248条  準用（第233条  第２項）  平11老企25  第３の十の  ３の(12)の②  平24条例46  第248条  準用（第233条  第３項）  平11老企25  第３の十の  ３の(12)の③、⑤  平11老企25  第３の十の  ３の(12)の④  平24条例46  第248条  準用（第233条  第４項） | ・従業員名簿   * 勤務表   ・職員履歴書  ・利用者数がわ　　かる書類  ・従業員名簿   * 勤務表   ・職員履歴書  ・利用者数がわ　　かる書類  ・従業員名簿   * 勤務表 * 職員履歴書 * 免許証等(写)   ・従業員名簿   * 勤務表 * 職員履歴書   ※免許証等(写)  ・従業員名簿   * 勤務表 * 職員履歴書   ※免許証等(写)   * 勤務表 * 組織図   ・組織図、組織　　規程等   * 運営規程 * 職員分担表 * 業務日誌   ・組織図、組織　　規程等   * 運営規程 * 職員分担表   ・業務日誌   * 就業規則 * 運営規程 * 雇用契約書   ・職員勤務表  ・業務委託契約　　書  ・指示に関する　　文書  ・確認結果に関　　する記録  ・受託業者への　　確認の結果の　　記録   * 研修会資料 * 受講証明 | □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否  □適  □否 |

※平24条例46：「福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

(平成24年条例第46号)

※平24条例51：「福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第51号)

※平11老企25：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

(平成11年9月17日老企第25号)